

議案第7号

富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
の制定について

富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別
紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第36条により介護保険法が一部改正され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等が条例に委任されたことに伴い、条例を制定するものである。

富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

(介護予防支援事業の申請者の基準)

第3条 法第115条の22第2項第1号の規定により定める介護予防支援事業の申請者の基準は、規則で定める。

(指定介護予防支援の事業の人員に関する基準)

第4条 法第115条の24第1項の規定により定める指定介護予防支援の事業の人員に関する基準は、規則で定める。

(指定介護予防支援の事業の運営に関する基準等)

第5条 法第115条の24第2項の規定により定める指定介護予防支援の事業の運営に関する基準及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、規則で定める。

(基準該当介護予防支援に関する基準)

第6条 法第59条第1項第1号の規定により定める基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。